

議案第二百二十六号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九〇五、〇〇〇円」を「九〇六、四〇〇円」に、「七八三、〇〇〇円」を「七八四、二〇〇円」に、「六五二、〇〇〇円」を「六五三、〇〇〇円」に、「六二五、〇〇〇円」を「六二五、九〇〇円」に、「六一三、〇〇〇円」を「六一三、九〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十五」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第八条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に、「百分の百八十五」を「百分

の百八十」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（議員報酬等の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。